

○九度山町老人等医療費の支給に関する条例

平成18年9月28日条例第17号

改正

平成20年3月28日条例第9号
平成21年3月26日条例第6号
平成23年6月24日条例第11号
平成27年3月26日条例第7号
令和元年6月26日条例第12号
令和5年12月20日条例第17号

九度山町老人等医療費の支給に関する条例

九度山町老人等医療費の支給に関する条例（昭和46年九度山町条例第100号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 老人医療費（第4条—第6条）
- 第3章 乳幼児医療費（第7条—第9条）
- 第4章 重度心身障害児者医療費（第10条—第13条）
- 第5章 ひとり親家庭医療費（第14条—第16条）
- 第6章 特別医療費（第17条—第20条）
- 第7章 申請及び支給（第21条—第23条）
- 第8章 その他（第24条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、老人、乳幼児、重度心身障害児者、ひとり親家庭及びその他特別の事情を有する者に対し、各医療費の一部を支給することによりその者の健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

（医療費の種類）

第2条 この条例において、支給する医療費の種類は次のとおりとする。

- (1) 老人医療費
- (2) 乳幼児医療費
- (3) 重度心身障害児者医療費
- (4) ひとり親家庭医療費
- (5) 特別医療費

（定義）

第3条 この条例において、「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

- 2 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、家族療養費、療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費をいう。
- 3 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局又はその他のものをいう。

第2章 老人医療費

（老人医療費における用語の意義）

第4条 この章において「老人」とは67歳の誕生日の属する月の前月を経過し、かつ、70歳の誕生日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していない者をいう。

（支給対象者）

第5条 老人医療費の支給の対象となる者（以下この章において「支給対象者」という。）は本町に住所を有する老人であつて、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、規則で定める要件の全てに該当するときは、その年の8月から翌年の7月まで（新たに対象となった場合にあつてはそのときから次の7月までとし、対象とならなくなった場合にあつては対象とならなくなった月まで）の間、当該老人を支給対象者とする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、本町に住所を有する老人が災害等その他の規則で定める特別な事情により、医療保険各法その他法令の規定により給付が行われた医療に関し老人が負担すべき額（以下「自己負担医療費」という。）の負担が困難であると認めるときは当該老人を支給対象者とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は支給対象としない。
 - (1) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けることができる者
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
 - (3) その他法令等で全額医療給付を受けている者

（医療費の範囲）

第6条 この条例により支給する老人医療費は、医療保険各法その他法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち自己負担医療費から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、70歳の誕生日の属する月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額を控除した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法による保険者の規約又は定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その者に支給すべき老人医療費は当該給付を受け、又は受ける額を控除した額とする。

第3章 乳幼児医療費

（乳幼児医療費における用語の意義）

第7条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 「保護者」とは、親権を行う者その他の者で乳幼児を現に監護し、生計を維持している者をいう。

（支給対象者）

第8条 乳幼児医療費の支給の対象となる者（以下この章において「支給対象者」という。）

は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する乳幼児の保護者をいう。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は支給対象者としなない。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている者
- (2) その他法令等で全額医療給付を受けている者
(医療費の範囲)

第9条 この条例により支給する乳幼児医療費の額は、対象乳幼児に対する医療保険各法その他法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち支給対象者が負担する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法による保険者の規約又は定款により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その者に支給すべき乳幼児医療費は、当該給付を受け、又は受ける額を控除した額とする。

第4章 重度心身障害児者医療費

(重度心身障害児者医療費における用語の意義)

第10条 この章において「重度心身障害児者」とは次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級又は2級に該当する者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が3級に該当し、かつ前年の所得（1月から7月までの間に受ける医療にかかる医療費については、前々年度の所得。以下同じ。）にかかる町民税が課せられていない世帯に属する者
- (3) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）により療育手帳の交付を受けている者で、その障害程度がAの者
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者が、現に監護又は養育している児童で、その障害の程度が同法施行令別表第3に定める1級に該当する者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級に該当する者

(支給対象者)

第11条 重度心身障害児者医療費の支給の対象となる者（以下この章において「支給対象者」という。）は本町に住所を有する重度心身障害児者であって、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、重度心身障害児者に該当したときの年齢が65歳未満である者又は平成18年9月30日以前に当該医療費の支給対象となっていた者とする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は支給対象者としなない。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている者
- (2) その他法令等で全額医療給付を受けている者

(支給の制限)

第12条 前条の規定にかかわらず、重度心身障害児者医療費は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その年の8月から翌年の7月までは、支給しないものとする。ただし、支給対象者又は支給対象者が20歳未満の場合は対象者を監護する父若しくは母又は養育者（以下「対象者等」という。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第1項に規定する被災者に該当する場合には、この限りではない。

- (1) 対象者等の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条に規定する政令で定める額以上であるとき。
- (2) 対象者等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条に定める扶養義務者で主として当該対象者等の生計を維持するものの前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第7条に規定する政令で定める額以上であるとき。

（医療費の範囲）

第13条 重度心身障害児者医療費は、医療保険各法の規定により医療に関する給付（重度心身障害児者のうち第10条第2号に該当するものにあつては、入院にかかる医療に限る。以下この章において同じ。）が行われた場合において当該医療に要する費用のうち、対象者等が負担する費用の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の法令等の規定に基づき、国又は他の地方公共団体の負担において医療費の給付を受けられる場合は重度心身障害児者医療費の支給に優先するものとする。

第5章 ひとり親家庭医療費

（ひとり親家庭医療費における用語の意義）

第14条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 「ひとり親家庭」とは、配偶者のない男子又は女子が児童を扶養する家庭をいう。
- (3) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子又は女子であつて現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親は、除くものとする。

ア 離婚した男子又は女子であつて、現に婚姻をしていない者

イ 配偶者の生死が明らかでない男子又は女子

ウ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子又は女子

エ 配偶者から遺棄されている男子又は女子

オ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子又は女子

カ 婚姻によらないで父又は母となった男子又は女子であつて、現に婚姻をしていない者

キ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第10条第1項の規定による保護命令を受けている男子又は女子であつて、当該命令の申立てを行ったもの

（支給対象者）

第15条 ひとり親家庭医療費の支給の対象となる者（以下この章において「支給対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ本町の区域内に住所を有するひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子及び児童とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、配偶者のない男子又は女子以外の者に扶養されている児童であつて、父母のない者については、ひとり親家庭医療費の支給対象者とする。
- 3 配偶者がDV防止法第10条第1項の規定による命令を受けている男子又は女子であつて、

当該命令の申立てを行ったもの及びその児童のうち、次に掲げる要件に該当する者については、ひとり親家庭医療費の支給対象者とする。

(1) 九度山町の区域内に住所を有すること。ただし、配偶者からの暴力を受けた者等、やむを得ない事情により九度山町に住民登録はできないが、生活の本拠が九度山町の区域内にあることが確認できる者を含む。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及び被扶養者であること。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は支給対象者としな

い。

(1) 生活保護法による保護を受けている者

(2) その他の法令等で全額医療給付を受けている者

(医療費の範囲)

第16条 この条例により支給するひとり親家庭医療費の額は、支給対象者に対する医療保険各法その他法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち支給対象者が負担する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法による保険者の規約又は定款により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その者に支給すべきひとり親家庭医療費は、当該給付を受け、又は受ける額を控除した額とする。

第6章 特別医療費

(特別医療費における用語の意義)

第17条 この章において、「特別」とは、経済的に特に低位にあるため、又は難治性の疾病であるため、生活に困窮し医療費を負担することが困難であると認められる者をいう。

(支給対象者)

第18条 特別医療費の支給対象となる者（以下この章において「支給対象者」という。）は、本町の区域内に住所を有し規則で定める要件に該当する者で、生活が困窮していると認められる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としな

い。

(1) 第2条第1号から第4号の対象者である者

(2) 生活保護法の規定による保護を受けている者

(3) その他、法令で全額医療給付を受けている者

(医療費の範囲)

第19条 この条例により支給する特別医療費の額は、対象者に対する医療保険各法その他法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち支給対象者が負担する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法による保険者の規約又は定款により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その者に支給すべき特別医療費は、当該給付を受け、又は受ける額を控除した額とする。

(経過措置)

第20条 この条例の施行日の前日までに特別医療費の支給対象となっていた者については、第18条の規定にかかわらず規則で定めるまでの期間について支給対象者とし、前条に規定する医療費を支給する。

第7章 申請及び支給

(申請及び認定)

第21条 第5条、第8条、第11条、第15条及び第18条に規定する要件に該当する者が、

各医療費の支給を受けようとするときは、町長に対し規則の定めるところにより申請し、支給資格の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し各医療費を支給する。

（受給者証）

第22条 町長は受給資格者に対し規則で定めるところにより受給者証を交付する。

2 受給資格者は、医療機関等で医療の給付を受けるときは、受給者証を提示するものとする。
（支給方法等）

第23条 各医療費は、第21条第1項に定める認定を受けた受給資格者に対し、規則で定めるところによりその申請に基づき支給する。

2 前項の申請は、医療に関する給付を受けた日から起算して5年以内に行わなければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、各医療費を支給するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、医療機関等で保険給付を受けた場合には、町長は、受給資格者が医療機関等に支払うべき本人負担金（老人医療費については第6条第1項に定める額）について各医療費として受給資格者に支給すべき金額に相当する金額を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

5 第1項の規定にかかわらず、国民健康保険法・健康保険法等の適用を受けている受給資格者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うことができる。

6 第4項又は第5項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し各医療費を支給したものとみなす。

第8章 その他

（届出の義務）

第24条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

（支給金の返還）

第25条 町長は、偽りその他不正な行為により、各医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した各医療費の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、この条例による各医療費の支給をした場合において、その支給事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その者から損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第26条 各医療費の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第10条から第13条に規定する重度心身障害児者医療費の支給に関しては、平成18年8月1日から適用し、施行日までの間に新たに第11条の支給対象となる65歳以上の者の資格については、平成19年7

月31日までをその期間とする。

- 2 この条例による改正後の各医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療にかかる各医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療にかかる支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月24日条例第11号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条及び第15条の改正規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の九度山町老人等医療費の支給に関する条例の第3条第2項の規定は、平成27年8月診療分から適用し、平成27年7月診療分までについては、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の前日に、改正前の九度山町老人等医療費の支給に関する条例の規定に基づき給付した、又は給付すべきであった医療費については、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月26日条例第12号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の九度山町老人等医療費の支給に関する条例の規定は、令和元年8月診療分の医療費から適用し、同年7月診療分までの医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月20日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。